

今後の人権施策の総合的な推進について（答申）

平成 23 年 (2011 年) 1 月 14 日

箕面市人権施策審議会

目 次

はじめに	3
I 重点課題	4
・人権行政の推進体制について	
(1)企画・調整部局の位置づけと体制	4
(2)「人権のまちづくり」推進に向けた「兼務職員」の配置	4
(3)各部局における市民権利課題の認識の深化	5
(4)職員の「人権意識調査」の実施について	5
II 今後の人権教育・啓発を含む人権行政の推進について	6
第1章 人権とは	
第1節 人権について（基本的権利としての人権）	6
(1)人権の定義とその認識	6
(2)人権認識を深めていくための前提	7
(3)差別とは	8
第2節 人権問題への取り組み	
(1)世界的な取り組み	9
(2)国内の取り組み	10
(3)今後の動向	11
第3節 人権行政について	11
第2章 箕面市における現状と課題	
第1節 人権のまち実現に向けた取り組み	
(1)箕面市の人権施策の経過と現状について	11
(2)箕面市人権行政をめぐる状況	12
第2節 箕面市人権のまち推進基本方針の評価について	12
(1)人権を尊重した業務遂行	
①職員の人権研修	12
②横断的推進体制及び総合調整部局の整備	13
(2)人権学習・人権啓発	13
(3)人権相談	
①相談体制の充実、②窓口体制の見直し	14
③相談員の資質向上	14
④相談情報の共有体制	14
⑤相談事業の広報充実	15
⑥人権侵害・差別の法規制、⑦警告、氏名公表等、⑧実効性ある相談システム検討	15

(4) 人権の視点での行政評価	……………15
第3章 地域社会における人権施策（尊重へ）の取組	
第1節 人権と市民自治との関係について	……………16
第2節 市民との協働のしくみ	……………16
第4章 人権行政を推進するために	
第1節 人権尊重を基礎とした業務の遂行	
(1) 自治体行政を人権行政として推進	……………17
(2) 組織の整備	……………17
(3) 箕面市人権行政推進本部会議のあり方について	……………17
第2節 人権教育（学習）、人権啓発の推進	……………18
第3節 人権相談	
(1) 相談体制、(2) 相談員の役割、(3) 相談事業の市民周知、(4) 人権救済	……………19
(5) 施策への反映について	……………19
(6) 青年層の相談について	……………20
(7) 相談同行制・パーソナルサポート	……………20
第4節 人権の視点から見た行政評価	……………20
Ⅲ 取り組むべき主要課題	……………21
1. 女性の人権	……………21
2. 子どもの人権	……………21
3. 高齢者の人権	……………22
4. 障害者の人権	……………22
5. 部落問題	……………23
6. 外国人の人権	……………23
7. さまざまな人権	……………23
謝辞	……………24
資料	
1. 審議会開催経過	……………25
2. 委員名簿	……………25
3. 諮問書	……………27
4. 別図	……………28
【個別課題についての各委員の意見】	……………29

はじめに

「人権」(人間の権利)とは、いったい何でしょうか。よく知られたことばですが、私たちはその本当の意味を十分に理解しているでしょうか。今の私たちが住んでいる社会は、先人たちの長年の努力により、すべての人が自由で、いきいきと、安心してらせるような場所として、作りだされてきました。そして、その社会のしくみの基本的な原理が、すべての人たちが「人間としての権利を尊重され、保障される」ということなのです。現在の日本国憲法もこの原理にもとづいて制定されており、1948年に国連総会で採択された世界人権宣言も、この原理を国際的に確認しています。

そして、日本国憲法第97条では「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」と記されています。人間の権利保障の歩みは、人類の歴史そのものです。いま人間関係が崩壊しやすい現実の中で、一人ひとりが絆を結んでゆく必要があります。そして私たちには、先人たちの努力を無駄にすることなく、その成果を未来に向けて引き継ぎ、発展させていくことが強く求められているといえます。

この答申は、こうした想いを胸に刻みながら審議を重ねた委員一同の総意によって、作成されたものです。

箕面市では平成11年度(1999年度)に「箕面市人権施策基本方針」、平成17年度(2005年度)に「人権のまち推進基本方針」(以下、「基本方針」とします)をそれぞれ策定し、人権行政の確立に向けて方向性と具体的な課題を設定してきました。また、平成15年(2003年)には「箕面市人権のまち条例」が制定され、その第5条で「箕面市人権施策審議会」の設置が規定されました。しかし、このような基本方針の年次的な制定や条例の規定にも関わらず、平成17年(2005年)12月から平成21年(2009年)1月までの間、箕面市の人権施策を進める本審議会について、委員の委嘱は行われたもの、実際の審議会は全く開催されず、施策実施に遅延が生じました。

これは、本審議会としては誠に遺憾な事態であると言わざるを得ません。今後、このようなことを繰り返さないためにも本答申の冒頭で、箕面市の行政全体に対する人権施策の推進に関する、次期基本方針に盛り込むべき内容について、特にふれることにします。

I 重点課題

本審議会では、一貫して、市民的権利と自由、市民自治、公共の福祉の確立は、地方自治体、地方行政の職務のバックグラウンドとなる、基本的かつ第一義的な原理であり、すべての自治体の職務の根拠となるべきものであると考えてきました。いわゆる差別問題＝人権侵害・未保障問題を防ぎ、解決していくための施策を含めて、すべての自治体の仕事は、上記の視点のもとで行われなければならない、このことを市の行政全体に徹底させ、その上で、行政の各部署の意義と課題、その職務内容を改めて精査し、実行することが必要です。この観点に立脚し、当審議会の総意として、以下の事項について、緊急かつ最重要課題として取り組まれるよう特に提起したいと思います。

・人権行政の推進体制について

(1) 企画・調整部局の位置づけと体制

自治体行政が市民の基本的権利を確立・保障し、公共の福祉を実現する人権行政であるという認識に立てば、人権文化部の位置づけと体制の強化が重要です。

当審議会ですら常に指摘してきたように、人権文化部は権利保障・確立のまちづくりを進める企画・調整・推進部局であり、庁内における位置づけが明確でなければなりません。近年、様々な自治体において、人権推進・調整部局の業務を啓発・教育活動にのみ矮小化していく傾向が見られますが、箕面市においては、総合的な「人権のまちづくり」をすすめる調整・推進部局として管理部門に位置づけ、流動的な社会状況に対応できるよう、体制の強化を図ることが急務です。

この観点に立てば、本来、総合的なまちづくりの調整機能を担わなければならない部局である人権文化部が実効ある役割を担えるような体制整備が急務です。加えて人権国際課は国際化行政のほか、実質的に同和行政の企画・調整も担っており、分化が求められます。なぜならば、同和問題については、昭和40年(1965年)からの「同和对策事業特別措置法」など一連の緊急対策的な人権保障法が期限切れを迎えたものの、厳然として様々な差別が存在し続けており、施策の調整部局を明示して市民権利の保障・確立に取り組まなければならない重要な今日的行政課題だからです。

(2) 「人権のまちづくり」推進に向けた「兼務職員」の配置

本審議会において、具体的な市民の生活権利課題の相談窓口に対するヒアリングを実施しましたが、その結果、権利保障・確立の為には、全庁的な連携による相談・救済窓口へのバックアップ体制の整備が急務であることがわかりました。

市民の様々な生活権利課題を解決し、公共の福祉を実現することが自治体行政の本務で

あることは論を待ちません。市民の様々な生活権利課題や要求に対して実効ある対応を進めるためには、人権文化部と連携して課題解決に当たる兼務職員として、各部局の政策調整課の職員を充てる必要があります。これは、各部局の業務の目的が、それぞれの市民権利の確立を担っているからであり、たとえば、一家庭における市民権利課題は実際には複数部局が協力し合って対応しなければならないケースが増加していることから見ても、その必要性は明らかです。

また、このような兼務職員の配置によって、全庁的に人権行政、つまり「人権のまちづくり」を推進していく各部局の連携・対話が促進され、各部署における上記の視点に立った業務の点検、課題の抽出、職員の意識調査や研修、人権学習の実施などの取り組みが総合的に進められることが可能となります。

(3) 各部局における市民権利課題の認識の深化

体制の整備・強化と併行して、各部局の市民権利課題に対する認識を深めていくための実態調査と意識付けが急務です。先行して、各部局の個人権利課題に対する認識調査が実施されている事例もあり、箕面市においてはこの調査とともに、各部局の具体的な市民権利課題の抽出と意識付けの調査を是非とも実施されることを期待したいものです。

これは、とりもなおさず、各部局が具体的な市民権利の保障・確立を業務の目的とし、個人権利課題の解決にそれぞれの役割をもって関わり、人権行政つまり「人権のまちづくり」を進める主体としてその推進の一翼を担っている自覚を深めていく手立てとなるものだからです。

(4) 職員の「人権意識調査」の実施について

箕面市において、「人権のまちづくり」を推進していくために、市民を対象とした「市民人権意識調査」が昭和 57 年(1982 年)から 5~6 年毎に実施されており、これを基にして、各種の方針や計画が立案されてきました。

人権行政推進の主体であり、担い手である市職員に対する「人権意識調査」については、今回の審議会の中でも、複数の委員からその必要性が指摘されており、今後の「人権のまちづくり」推進のために、早急な実施が必要です。

以上の重点項目を特記したのは、これらの課題が単なる機構の整備に留まらず、行政の存立の基本に関わる課題であり、なおかつ行政の仕事そのものについての抜本的な改革や変革を意味するものであり、行政においてその認識を深め、取り組んでいただきたいからです。

II 今後の人権教育・啓発を含む人権行政の推進について

平成 17 年 (2005 年) 3 月に「にんげんの街みのおを育てるために～箕面市人権のまち推進基本方針～」が平成 17 年度 (2005 年度) ～22 年度 (2010 年度) までの行政方針として策定されました。

本審議会としては、この方針の基本方向は次期基本方針に継承されなければならないと考えており、諮問された事項は全て次期基本方針に盛り込まれるべき内容です。このため、この間の社会的状況の変化も踏まえ、新たに盛り込まれるべき内容などについて、現行方針の課題項目に沿って述べることにします。

第 1 章 人権とは

第 1 節 人権について (基本的権利としての人権)

「人権」という言葉の定義については、基本方針を方向付ける重要な部分です。そこで、この 5 年間の状況や人権をめぐる問題状況の経過や議論の深化を踏まえた記述にする必要があります。次期基本方針での加筆内容について、以下に示します。

(1) 人権の定義とその認識

ヒューマン・ライツ (Human Rights) の訳語である人権については、1948 年の世界人権宣言などの日本語への翻案をきっかけとして、国内のさまざまな人権関連法令などにも一応の定義づけが行われてきました。例えば、平成 14 年 (2002 年) 3 月、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」においては、

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利である。

(第 3 章 人権教育・啓発の基本的在り方 1.人権尊重の理念)

と述べていますが、この定義の「個人としての生存や自由、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」の中味については、憲法第 3 章の「国民の権利及び義務」において、すでに具体的に規定されているところです。そして、「社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」つまり、様々な社会権的市民権については、自治体が業務として責任を担っているのです。

箕面市においては、平成 17 年 (2005 年) 3 月に策定された現行基本方針で、人権について

誰もが生まれながらにして持っている権利であり、国籍・性別・出身・経歴などを問わず、地球上のあらゆる人々に普遍的に保障されている基本的な権利であり、私たち一人ひとりの生命や自由・平等を保障し、日常生活を支えているものであるだけでなく、私たち一人ひとりがかげがえのない存在として主体的に生きること、すなわち人間としての尊厳が尊重される権利である。

と説明し、同方針では平成 15 年(2003 年)に実施された「箕面市民人権意識調査」の結果を基に、

未だ市民の中で権利とは何かということが明確にとらえきれないため、そのことへの認識が不十分であり、誰もが権利行使の主体であるという認識を深めていくためには、もう一度人権の概念とそのとらえ方を見つめ直し、そのうえで新たな人権問題に対する視点を示すことが求められているのである。

と述べています。

このことに関しては、平成 21 年(2009 年)に実施された「箕面市民人権意識調査」においても、人権の概念に対する理解が不十分であり、未だ共通の認識が生まれていないという調査結果が出されていますが、このような状況は箕面市だけの問題ではなく、日本の社会全体の問題でもあります。

このように、社会全体の中で人権についての共通理解が生まれていない状況は、市民の中においては、「人権は差別を受けている人の問題であり、自分自身とは関係のない問題」と考える風潮を生み出し、一方、行政の中においては「自治体行政＝人権行政」という認識が深まっていけない要因となっています。

そして、人権についての共通理解が生まれていない状況を生み出してきた要因を探っていくならば、新しい憲法の下における幼児期からの系統的で実効性のある「市民権利教育」が実施されていないことがその一つであると考えられます。そのため、人権を構成している「権利、自由、生存、個人、平等、幸福追求」などといった個々の概念が、日常生活の中で現実感を持った共通のことばとして国民の中に定着していないと言えます。

(2) 人権認識を深めていくための前提

人間の権利すなわち人権という考え方は、封建社会から脱していった西欧社会で生み出されたことばです。それは、すべての人々が封建的な身分や秩序にしばられることなく、個人個人として生存を脅かされず、誰からも支配されることなく、また、誰にも隷属することなく、さらには誰をも支配せず、隷属させず、互いに自由に生きることができる社会を実現しようとするなかで、生み出されたものです。そして、このような社会をつくっていく目標を達成するためのさまざまな制度やしきみを整え、その社会の一員としての責任と義務を果たすことが、人々に求められるようになったのです。

日本では、こうした「人権を保障する社会のしくみ」をどのようにつくっていけばよいのかが、明治初期から議論され、憲法の制定や国会の開設などの政治の制度や、郵便や鉄道、電信や電話などの通信設備、学校、病院、警察などのいわゆるインフラの整備が急速に行われてきました。それに対応して、このような新しい社会をつくっていく個々人のあり方についての議論が当時の知識人のなかで活発に行われたのです。

そして、知識人たちは、自由・権利という当時の日本には全く存在しなかった新しい考え方を、日本の人々の生活のなかに定着させることに腐心することになりました。なぜなら、自由・権利ということばには、「正しい」「自由」「自立」「独立」「自治」「生存」「幸福追求」などのさまざまな多面的な意味が含まれ、道徳的、倫理的な原理や社会の原理、個々人の生き方に関わる原理を表していたからです。

しかし、このような先人達の努力は、その後の日本の歩みのなかで、必ずしも十分には受けつがれてこなかったといえます。その結果、現在のわたしたちにとって、「自由」「権利」「人権」ということばが、自分たちとは関係の無いことばのように受けとめられ、ことばとしてはよく知られているが、例えば人権侵害が自分の身に起きて初めて意識化されるような事態が往々にしてあります。¹

(3) 差別とは

さて、戦後になって、この自由、権利、人権ということばは、改めて生活のなかで大きな議論的になります。それは、部落差別が日常的な人々の生活のレベル、行政の施策のレベルで起きていて、そこからの解放が、差別を受けている立場の人たちから社会的課題として提起されたのです。こうした課題を受けて、国は同和対策審議会をつくり、同審議会は昭和40年(1965年)に答申を提出しました。この答申では、

¹ 人権という熟語は、ヒューマン・ライツ (Human Rights) を「人間の権利」としたうえで約して作られた言葉であるが、ライト (right) は「正しい」という意味の通義、達義、徳義、権義などと江戸時代末期には訳されていた。この理解に立てば、ヒューマン・ライツは「人間として正しいこと」なのである。そして、この正しいこととは、「個人」という訳語で定着したインディヴィデュアル (individual) な存在が、まずは封建的な身分制度から解放された一般人として獲得した自由な人格であり、この認識の下で「自由通義」という訳語も誕生していた。また同時に、自由の元概念であるリバティ (liberty) については、自立・独立の意味とも結んでとらえられ、自由自立、自由自在、自主任意、自由不羈などの訳語が生まれていた。そして、その後、国家に対して生存、教育、医療、就労などの生存や幸福追求の社会的保障を求めることを指して、「権利通義」という熟語が使われるようになり、明らかにライツに対しては自由と権利の両義が「人として正しいこと」と理解されていたのであるが、今日では、ライツはもっぱら「権利」という言葉に収斂して使用されるようになったため、「正しい」という人間存在の倫理的・道徳的意味が滑り落ちてしまったのである。

さらに、自立した全ての個人が自由を享受するために、「責任」と訳された「レスポンスイビリティ (responsibility)」や「義務」と訳された「デューティ (duty)」が平等なお互いの関係をコントロールする倫理として自覚され、それによって「社会」と訳された「ソサイエティ (society)」が形成されることも、明治期の一部の知識人には理解されていたのである。

また、近代社会の到来により、全ての個人が自立した人格を獲得したことから、政治形態も必然的に権力者による封建的統治からオートノミー (autonomy) といわれる「自治」的統治へ移行したのであり、本来、人権と自治はコインの裏表のような関係にあるものなのである。

このように、「権利、自由、生存、個人、平等、幸福追求」などの訳語は、有機的な関係を持った概念として結び合い「人権」を形作っているものであり、一つ一つの概念について歴史的な訳語の経緯も吟味しつつ、今日的状況を踏まえて日常生活の中でリアリティを持った言葉として共通認識を深めていく努力が求められているのである。

いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。

と述べられ、差別が基本的人権および市民的自由と権利との関係で明確に定義づけられました。

この差別の定義は、部落差別に限らず、他の全ての差別に共通する普遍的な本質を説明したものとして評価できます。それはまた、戦前の融和主義²的な政策に対して、日本国憲法下で、改めて差別を定義し直したものであるともいえます。

そしてこれを筆頭に、在日韓国・朝鮮人、障害者、女性など、社会的マイノリティに対する差別について次々と認識が広まり、今日ではⅢで述べるさまざまな人権課題への取り組みが必要とされるようになりました。

² 融和主義とは、マイノリティをマジョリティに同化させる考え方や行為を意味する。マジョリティが差別を認める社会である場合、マイノリティの文化や価値観は否定されてしまう。アイヌに対する同化政策もその一つである。

近代日本史上では特に、一般国民に部落問題への理解を求め、部落差別の撤廃や改善を進める思想をいい、漸次的差別解消の意味が込められている。社会に対しては部落大衆への同情融和を、部落大衆には同情されうる人格の形成を求めた。

(『部落解放・人権事典』解放出版社を参考とした。)

第2節 人権問題への取り組み

(1) 世界的な取り組み

現行方針策定後、子どもや障害者の権利などをめぐって下記のような条約類が発効・締結されています。

日本が締結したもの

採択年	発効年	締結年	条約名
2000年	2002年	2004年	武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書
2000年	2002年	2005年	児童売買、児童買春および児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書

日本未締結のもの

採択年	発効年	締結年	条約名
2006年	2008年		障害者権利条約及びその選択議定書

この他、「国連識字の10年」が2003年から2012年まで続いているほか、「人権教育のための国連10年」を受けて設定された「人権教育の世界プログラム」の第2段階が2010～2014年とされています。この第2段階では、「高等教育における人権教育、並びにあらゆるレベルの教員と教育者、公務員、法執行官、軍関係者に対する人権研修」をテーマとすることが国連人権理事会で採択されました。また今年、ISO26000³も発行され、企業の社会的責任（CSR）⁴への関心も高まっています。

³ ISO26000とは、企業のみならず国や地方自治体、教育・医療機関などを対象とする、社会的責任に関する国際規格。説明責任、透明性、倫理的行動、利害関係者の利害尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権尊重の7原則が掲げられており、全世界的な非政府間機構であるISO（国際標準化機構）が定め、2010年11月から発行された。

（『アイユ』（財）人権教育啓発推進センター、2010年12月15日号より。）

⁴ CSRとはCorporate Social Responsibilityの略で、企業が利益を追求するだけでなく、その活動による社会及び環境への影響に責任をもち、さまざまな利害関係者（顧客、株主、従業員、将来の世代、地域社会など）を広く視野に入れながら、これらの要求に対してバランスよく意思決定をすることを指す。（EU、ISO、経済同友会の定義を参考とした。）

(2) 国内の取り組み

現行方針策定後、下記のような国内の動きがあります。

施行、改正年	法律名
平成17年 (2005年)	「個人情報保護に関する法律」全面施行 「犯罪被害者等基本法」施行 「発達障害者支援法」施行
平成18年 (2006年)	「障害者自立支援法」施行 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「自殺対策基本法」施行 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行
平成19年 (2007年)	「探偵業の業務の適性化に関する法律」施行 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」施行 「DV防止法」改正 「児童虐待防止法」改正
平成20年 (2008年)	ストリートビュー等ネット規制問題 アイヌ先住民族国会決議

平成 21 年 (2009 年)	「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」施行 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行 「次世代育成支援法」施行 「臓器移植法」施行 入管法・入管特例法・住民基本台帳法改正（外登法廃止、施行日未定） 相対的貧困率への注目
平成 22 年 (2010 年)	貸金業法改正

(3) 今後の動向

今後、長らく懸案となっている人権擁護法のほか、公契約のあり方の見直し（総合評価入札の導入あるいは入札改革）、障害者自立支援法の見直しなど、多くの課題について法整備が進められる可能性があります。

また、外国人登録の廃止を含む改正住民基本台帳法の施行が近く行われます。それに伴い外国人市民の諸権利が守られるよう、国と連携しながら自治体の実施体制づくりが必要です。

第 3 節 人権行政について

本答申 I の冒頭で述べた「市民的権利と自由、市民自治、公共の福祉の確立は、地方自治体、地方行政の職務のバックグラウンドとなる、基本的かつ第一義的な原理であり、すべての自治体の職務の根拠となるべき」という観点から人権行政が進められるべきです。

第 2 章 箕面市における現状と課題

第 1 節 人権のまち実現に向けた取り組み

(1) 箕面市の人権施策の経過と現状について

現行方針策定以後の経過として、まず当審議会が委員委嘱されながら休会状態であったことが挙げられます。人権行政に対する評価、提言その他を得られる機会でありながら、それに取組みなかつたことは停滞というほかありません。

今後はこういうことのないよう、当審議会その他の人権行政をしっかりと進める実施体

制を組むことが、次期方針の中では明らかにされなくてはなりません。

この間、土地差別調査事件を受け、昨年の箕面市民人権意識調査で関連した問いを設けたところ、今なお残る部落差別意識が浮き彫りになったほか、政治・経済情勢を背景に「格差社会」の深刻化、若者の就職難、自殺者の増加、生活保護受給者の増加などの課題がクローズアップされています。

このように人権をめぐる新たな局面も生じており、今後の展望としては、先に述べた人権擁護法など新たな法整備への対応なども含め、時代に即した業務の見直しを市は求められています。

(2) 箕面市人権行政をめぐる状況

この間、下記のような計画類の策定、調査の実施などがありました。

平成 17 年(2005 年)	第 4 期男女協働参画推進計画策定
平成 18 年(2006 年)	第 2 期国際化推進計画策定
平成 19 年(2007 年)	老人いこいの家、指定管理者制度へ移行
平成 20 年(2008 年)	人権教育基本方針改訂
平成 21 年(2009 年)	第 6 回市民人権意識調査（男女協働参画を含む）
平成 22 年(2010 年)	人権文化センター、指定管理者制度へ移行

第 2 節 箕面市人権のまち推進基本方針の評価について

箕面市の人権施策関連の基本方針は今回で 3 回目の策定となります。そこで、この間の課題とそれについての市の取り組みの実績、今後の課題などについて、整理しておく必要があります。そこで、平成 16 年度(2004 年度)策定の現行基本方針における課題解決に関する評価は、下記のとおりです。

(1) 人権を尊重した業務遂行

① 職員の人権研修

<現状>

各階層別、全職員を対象とした「人権セミナー」、各部局室における研修等を実施されています。

<課題>

人権セミナーは選択制で自主性尊重の良さもありますが、受講テーマが偏る可能性があります。なお、新規採用時の研修のみならず、人権意識を涵養できる職場づくりができるよう、幹部職員向けの研修も大切です。

②横断的推進体制及び総合調整部局の整備

<現状>

人権課題の総合調整は人権文化部の役割です。全庁的な調整会議として「箕面市人権行政推進本部会議」があるほか、個別課題ごとには「DV 被害者支援ネットワーク会議」など多くの会議があります。子どもの虐待に関しては、平成 16 年度(2004 年度)に児童虐待防止ネットワークを整備、平成 18 年度(2006 年度)に「箕面市要保護児童対策協議会」を設置し、子ども家庭相談課が協議会の調整機関として取り組んでいます。

「地域の青年の再学習ニーズ調査」については、平成 19 年度(2007 年度)の報告後、検討会議が設置されました。総合評価入札⁵については、平成 19 年度(2007 年度)から関係課で検討を進め、平成 22 年度(2010 年度)から健康福祉部において試行実施されています。

<課題>

人権文化部の庁内での位置づけの再確認が必要です。「箕面市人権行政推進本部会議」は、別に述べるように庁内集約だけで事業調整まで至っていないため、見直しが必要です。「人権行政推進本部会議」と、その他の庁内関連組織の間での情報共有、連携強化も必要です。

⁵ 総合評価入札とは、競争入札制度の過度の強調による弊害から、品質確保や技術の重視として提案され始めた。評価項目としては、福祉・環境への配慮、男女共同参画、災害時の業務体制なども挙げられる。社会的責任を果たす企業が仕事の受注を拡大できるよう、価格以外に、障害者雇用や男女共同参画といった人権保障、環境配慮などに積極的な企業が高い評価を得られる制度設計として、大阪府などで採用され始めている。

(2) 人権学習・人権啓発

<現状>

人権に無関心な人々への対応を含めて、市民への学習機会の提供、市民の主体的学習の支援については、人権協を代表例として「市民自らが市民を啓発する」というスタイルで進められてきており、市は補助金を出すなどの形で市民活動を側面的に支援しています。また、民間団体との連携協力により内容や手法の豊富化も、萱野中央人権文化センター(らいとぴあ 21)などで成果が上がっています。市民実行委員会により「みのお市民人権フォーラム」や「ハートパーク」(箕面市精神障害者市民地域交流事業)なども長く行われています。

<課題>

一方、家庭・学校・地域が連携する取組み、体験参加型学習プログラムの発展、生活意識の変容と啓発とのリンクについては、学校教育などでは一定の取組みがありますが、全庁的に確固たる成果は上がっていません。学習・啓発と施策を一体化して進める体制の整

備も同様に今後の課題として残されています。また、児童会・生徒会活動や学校内での日常的な教育活動のなかで、児童・生徒たちの意思の形成や意思決定のプロセスへの参加の方法などを学ぶ機会も必要です。

(3) 人権相談

①相談体制の充実、②窓口体制の見直し

<現状>

「人権相談」窓口は、人権国際課と人権文化センターに設置されており、関係機関との連携により対応されています。女性・法律・労働その他、各種相談窓口が多数あり、それらと連携して対応されています。人権国際課が直接担当しているのは、国の人権擁護委員制度です。

<課題>

広く人権に関わる相談について、各種相談窓口との密接な連携が必要ですが、庁内での相談対応のフローが明確ではありません。また、人権擁護委員及び法務局には、規制・救済に関する強制力がないため、傾聴・助言にとどまり、実効性の乏しい制度です。

DV、児童虐待に対する相談体制はありますが、その他にも多重債務や自殺対策などの横断的課題があり、取り組みが求められます。相談フローの明確化・体系化は、市民相談の企画調整部門により中心的に進められるべきです。また、各部署での相互の連携体制づくりも必要です。

③相談員の資質向上

<現状>

資質向上に向けては、専門機関による研修（総合生活相談員、地域就労支援コーディネーター養成講座など）に参加、「窓口における障害者市民に対する配慮マニュアル」「DV被害者支援マニュアル」「子ども虐待防止マニュアル」等が作成されています。

<課題>

職員研修に相談員の資質向上を図るためのしくみや、効果的な養成ができる制度が必要です。OJTで職員のスキルアップを図るには限界があるほか、民間・地域団体との連携協力を必要とする状況です。

④相談情報の共有体制

<現状>

市民相談データベースが整備され、庁内でその共有は可能になっています。また、以前から差別事象が惹起した場合は、人権国際課に連絡されるしくみになっていますが、これに加え、差別につながるおそれのある問い合わせも、平成22年度(2010年度)分から人権

国際課が庁内集約を始めています。

ただ、個別の相談案件について関係部局との連携が図られている事例もありますが、相談業務の全体像はまだ明らかではなく、相談対応のノウハウの蓄積や共有化には至っていません。

<課題>

個人情報保護を当然の前提としながらも、相談全般について、市民相談の企画調整部門でノウハウの蓄積、共有化を図る方策を検討すべきです。

差別事象について人権国際課の庁内集約をもとに、分析や対応策を検討し、今後の啓発などに取り組む必要があります。

⑤相談事業の広報充実

<現状>

各種相談窓口は市広報で毎月、案内されています。箕面市人権啓発推進協議会（以下、「人権協」とする）は、箕面FMまちそだて株式会社（タッキー816みのおFM）でも定期的に市民団体や行政窓口の紹介を行っています。

<課題>

市ホームページを初めさまざまなメディアを活用して、効果的な広報に努める必要があります。後に述べるように、相談事例の公表が広報にも役立ちます。

⑥人権侵害・差別の法規制、⑦警告、氏名公表等、⑧実効性ある相談システム検討

<現状>

大阪府市長会を通じ、国に対して実効性のある人権救済制度の確立を要望しています。

<課題>

国（人権擁護法案）・府（人権擁護士）の動向を見据えながら、「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」の経過等も検証し、自治体独自の方策について引き続き研究する必要があります。

(4)人権の視点での行政評価

<現状>

人権の視点での行政評価は、評価指標・項目設定が困難で、システム化に至っておらず、既存の行政評価制度しか存在しません。市民満足度調査において「人権尊重されていると思う市民の割合」が数値指標として公表されています。第5次箕面市総合計画の前期計画における数値指標も「人権は非常に大切なことだと認識している市民の割合」であり、最終目標としては現状値の1.5倍をめざすこととなっています。また、「人権白書」については、未着手の状態が続いています。

<課題>

人権の視点での行政評価は、特に評価基準や方法についての議論がまだ必要で、試行錯誤を重ねるだろうと思われます。それには推進体制で述べたように、人権文化部を企画調整部門と明確に位置づけることが前提となります。

まずは、市内の人権関連情報、実態の把握をより進め、後述するような相談事業の結果公表などから、段階的に「人権白書」と呼べるものに近づけていく作業を進めるべきです。

なお、上記の評価に基づく今後の取り組みは、第5次箕面市総合計画や、国際化推進計画・男女協働参画行動計画、教育委員会で策定される人権教育基本方針など、他の計画類と連携して事業を進める必要があります。

第3章 地域社会における人権施策（尊重へ）の取組（現行方針を踏まえて）

第1節 人権と市民自治との関係について（地域コミュニティ中での人権）

人権と市民自治についての関係ですが、市民自治の推進は、市民が自らのまちづくりに対して自らの意思決定を行い、その主体となっていくことであり、それはまさに基本的人権の中核をなす事柄です。

さらに自治会を初めとする地域社会で活動するさまざまな組織の運営についても、自主的で民主的なあり方が不可欠であり、人権尊重の観点から行われなければなりません。従って、自治の確立と人権尊重・人権保障の確立するまちづくりは不可分のものです。

市内にはさまざまな属性をもつ人々が住んでおり、人は自分の帰属する社会的位置によって見方が変わります。社会との関わりを自分ではなく子どもを通した回路でもっている場合もあります。そして、それを阻む要因が在日、障害、部落といった人権課題ですが、当事者自身のエネルギーが必要なほか、仲間をもつための社会的な繋がりが大切です。

そこで、関係部局との密な連携のもと、人権協の地区協議会（以下「地区協」とします）の活性化を図り、人権のまちづくりに向けて地縁組織を活性化する必要があります。その際、市内においては、萱野中央人権文化センターと各種団体との連携が参考事例になると考えられます。

第2節 市民との協働のしくみ

人権に関わる市民団体や支援組織からのヒアリングを通じて得られたことは、ネットワ

ークの課題でした。市内にはたくさん組織があつて非効率な印象があります。市役所の縦割りもその一因ですが、今後も課題を集約し、市の事情も勘案して、各団体と役所それぞれの対応策を考える必要があります。

基盤として、みのお市民活動センターや人権協の地区協などのシステムがある程度できており、新旧住民の繋がる場もつくられていますので、あとはどんな内容に取り組むかが肝心です。北芝地域では、地域コミュニティをベースに学校と連携されており、校区に先生と子どもたちが出て行っています。このように地域の人たちと共に学習するスタンスで「開かれた学校」に取り組むことが参考事例になります。

市民から提起された課題や提案に対しては、試行的な着手やプロジェクトによる取組みなどを検討すべきです。これまで、人権文化センター、男女協働参画課、生涯学習部などで、さまざまな「市民持ち込み企画」が行われてきました。それらについても場当たりの対応ではなく、より体系的・計画的に取り組むことが望まれます。

第4章 人権行政を推進するために

第1節 人権尊重を基礎とした業務の遂行

(1) 自治体行政を人権行政として推進

市民的権利と自由、市民自治、公共の福祉の確立を、基本的かつ第一義的な行政原理とし、それぞれの職務の根拠であることを十分に認識して自治体行政を進めることが不可欠です。そして、本答申の冒頭で述べた重点項目の推進はその前提となるものです。そのための総合的なプログラムとしてアクションプランの策定が望まれます。さらに、学校教育においては、市民的権利と自由、市民自治、公共の福祉の確立を担う市民を育成するための、人権教育の総合的カリキュラムの策定が望まれます。

(2) 組織の整備

上記プログラムを実施するための組織整備が必要とされます。この間、市長部局の福祉部門の児童福祉と、教育委員会の幼稚園、小・中学校を一元化して教育委員会の子ども部ができ、児童福祉と小中学校の連携がしやすくなったことは、一つの成果です。このように機能を十分に発揮できるよう組織を改革するため、人権文化部は明確に企画調整部門として位置づけられるべきです。

(3) 箕面市人権行政推進本部会議のあり方について

人権行政推進本部会議のあり方、その取組みは、人権行政を進める要となるものです。

本部会議のこれまでの活動実績は別表のとおりですが、開催されなかった年度や、開催が1回限りの年度もあり、十分な政策調整機能を果たせていないと思われます。ただ、部長級で構成される本部会議を頻繁に開催するには限界があると考えられますので、下部組織である幹事会や研究会を活用することで機動的・効率的な運営に努めるべきです。

本部会議については、年間の事業点検、政策提言・助言機能、会議の定例化などの導入も検討すべきかと思われます。従って、幹事会や研究会の活用により、年次的にテーマを決めて「アクションプラン」を設定することも検討すべきです。

第2節 人権教育（学習）、人権啓発の推進

この節で、現行方針において述べられたことは、下記を踏まえて実施されるべきです。なお、職員の人権教育に関しては、その前提として職員の意識を把握する必要があるため、本答申のIで挙げた重点項目にあるように、職員への意識調査を早急に実施することが求められます。また、同時に策定される次期「箕面市人権教育基本方針」との整合を図る必要があります。

先にもふれた平成14年(2002年)3月、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、

このように様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等が挙げられているが、(中略)より根本的には、人権尊重の理念についての正しい理解やこれを実践する態度が未だ国民の中に十分に定着していないことが挙げられ、このために、「自分の権利を主張して他人の権利に配慮しない」ばかりでなく、「自らの有する権利を十分に理解しておらず、正当な権利を主張できない」、「物事を合理的に判断して行動する心構えや習慣が身に付いておらず、差別意識や偏見にとらわれた言動をする」といった問題点も指摘されている。

世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮や我が国社会における根強い横並び意識の存在等が、安易な事なかれ主義に流れたり、人々の目を真の問題点から背けさせたりする要因となっていて、そのことにより、各種差別の解消が妨げられている側面がある。

(第2章 人権教育・啓発の現状 1. 人権を取り巻く情勢)

と述べられています。ここでは、人権問題が発生する要因として、まず国民の中において権利についての理解が不十分であり、権利の主体としての自覚が薄いこと、及び根強い「世間的」文化の存在が指摘されています。こうした人々のあり方は、明治以来の日本の国家の近代化政策とそれが実現される過程で生み出されてきたという点を踏まえなければなりません。だからこそ、こうした課題解決のための、行政の責任が重要であり、また、

市民の側からの真の自治を確立する努力も大切な課題です。

もし、権利主体としての自覚が薄い場合、自分自身に職業選択、居住・移転、結婚など様々な市民的自由の侵害や、福祉権、教育権、就労権などの市民的権利の未保障問題が惹起しても看過してしまう結果になるでしょう。また、根強い「世間的」文化の存在は、憲法第14条で禁止された、人種、信条、性別、社会的身分、門地などを根拠とした政治的・経済的・社会的関係における差別を温存していくことになるでしょう。

このような状況を解決していくために、今後の人権教育には、市民権利教育、社会教育、道徳教育などとも関連させながら、体系的に、そして多角的に取り組むことが求められます。また、学校教育や市民文化活動などを横断するような人権教育の視点の確立や、推進が必要です。

第3節 人権相談

(1)相談体制、(2)相談員の役割、(3)相談事業の市民周知、(4)人権救済

(1)から(4)については、現行方針を基本としながら、相談体制や相談員の資質向上などを進める必要があります。役所で一番大事なのは、窓口業務が大事にされることです。人員配置も含めて窓口の整備と庁内でのバックアップ体制をどうつくるかが肝心です。窓口職員は寄り添って聴く態度をもつことと、個人の技量に頼って特定の職員の負担が大きくなるような、誰に相談しても同じように問題解決に繋がる、組織としての評価や研修のシステムをもつべきです。

複合した相談が多いので、それに対応できる体制づくりが重要で、例えば健康相談で来た場合も多重債務など他の問題を抱えていることがあり、それを聞き出せるワーカーを育てる必要があります。高齢化社会（超高齢社会）でもあり、いろいろな人生経験のある方を窓口配置して、相談を聴くことも一案かと思われれます。

(5)施策への反映について

また、具体的に相談に対してどんなフォローをされるかを市民に伝えれば、市民から見て「こんな相談もできる」「こんな相談をした場合、こういうサービスを受けられる」などわかり、相談事業がより使いやすくなります。個人情報の問題はありますが、相談の概要とレスポンス例を載せるだけでも違って来るはずなので、実績の周知が必要です。

また、相談事例によっては行政だけでなかなか解決できないものもあり、市の外郭団体や市民団体と繋がることでうまく解決できるケースもあります。個人情報保護の問題がクリアできれば、行政と一緒に地域が力を合わせて状況を変えられるため、地域連携も重要です。

そして、単なる相談で終わらせずに、相談業務の中で現れた課題を全庁的に集約・精査

し、それを施策へと生かしていく体制確立の必要があります。

例えば、市民相談の案件から人権課題が抽出されていませんが、背景に複合的な要因もあるため、市民相談を施策に反映させる企画調整機能が必要です。

(6) 青年層の相談について

就学前は保健師や保育士など繋がりが多のですが、学校に入ると繋がりが切れがちで、さらに小中学校卒業後、市の権限から離れる点が弱いと思われます。

例えば、中学を卒業して高校に行くまでに問題が起きたとき、誰が見るのか、中学校、小学校のときの情報を高校など上に伝えていくことなど、地域の助け合いも大切ですが、継続したフォローが必要です。縦割りの行政サービスの「谷間」で問題が発覚しやすいので、広い視野で支援体制を考えるべきです。

ニート・ひきこもりの問題も多くなっていますが、職員や学校がノウハウをもつために、まず「若者のための再学習支援サービスブック」の活用を第一歩として進めていくべきです。

(7) 相談同行制・パーソナルサポート

ヨーロッパの自治体では、基本的に相談者がいると誰か職員が付くしくみがあります。来庁者があちこちの窓口に行くのではなく、役所に担当者がおり、その人が生活保護や就学関係の資料などを全部もっていて、その人の任期が終わったら資料は次の担当者に渡されます。従って、必ず誰かがその人の情報を全般的に知っている形になっています。国内でも税務や国民健康保険の必要書類を受付に出た職員が回って集めてきてくれる事例があります。

内閣府でも最近、パーソナルサポートへの移行が検討され、モデル事業はすでにスタートしています。一対一で支援するシステムをつくるべき時期が到来しています。今後のシステム検討に当たっては、人権文化センターでの総合生活相談も参考事例となると思われます。

第4節 人権の視点から見た行政評価

この課題について現行方針では行政評価、人権行政の評価システム、人権白書といった項目が挙げられていますが、それらについてこの間、特に進展は見られませんでした。

人権政策の評価は、経営評価のような独立指標を使って簡単に出てくるものではありません。それは一つの指標ではありますが、それですべてを判断すべきではありません。郵送法による市民人権意識調査も同様に限界があります。

従って、先に述べたように人権政策の評価のしくみとしては、人権行政推進本部会議の

下部組織である幹事会や研究会を活用することで、年間の事業点検、政策提言・助言機能の導入や、年次的にテーマを決めた「アクションプラン」の設定も検討すべきです。

これらの取り組みを部分的にでもまとめることで、試行的に「人権白書」づくりを進める第一歩とするよう求めます。

なお、先に述べたように、次期方針は箕面市の施策全体に関わるものですので、総合計画や人権教育基本方針を初めとする他の方針・計画類と連携して事業を進める必要があります。

Ⅲ 取り組むべき主要課題

本市は先に述べたように人権行政を進めてきましたが、今なおさまざまな人権課題があり、本市が今後も取り組むべきものには次のようなものがあります。(以下の順序は、本文中に出てくる国の「人権教育・啓発に関する基本計画」にほぼ従った。)

1. 女性の人権

人々の意識や行動だけでなく、社会慣行にも、ジェンダー（社会的・文化的性差）が根深く残っており、社会生活の中で女性が不利益を受けることは今もなお多くあります。また、このような状況は、男性にとっても生きやすい社会だとは言えません。

さらに、セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）、ストーカー行為（つきまとい）、ドメスティック・バイオレンス（配偶者などの親しい関係の者からの身体的・性的・精神的・経済的暴力）など女性に対する暴力への取り組みも引き続き必要です。

「箕面市男女協働参画推進プラン」に基づき、男女協働参画の視点からあらゆる施策や社会制度・慣行を見直し、性別にかかわらず個性と能力が発揮できる地域社会づくりと男女協働参画社会の基盤となる人権の確立をめざしていく必要があります。

2. 子どもの人権

子どもは、権利主体として人権や自由を尊重されるべきで、「児童の権利に関する条約」「箕面市子ども条例」などを基本に、平成22年(2010年)3月に策定された「箕面市新子どもプラン(次世代育成支援対策行動計画(後期計画))」にあるとおり、子ども自身の個性と能力が活かされ、子どもが心豊かに育つために、保育所・幼稚園・学校、家庭、地域が役割と責任を果たし連携するまちづくりを進める必要があります。

また、子育て家庭が抱える不安や悩みに対する専門的な支援や、負担感を軽減する支援を、身近な地域で提供する必要がある、いじめ、児童虐待、犯罪被害などについて保育所、幼稚園・学校と地域、行政の連携による子育て支援のネットワーク形成で、早期発見・早期対応などの取組を進めることが求められています。

そして、人権教育及び人権保育の実施については、学校教育等の主体性・自立性を尊重しながら、次期「箕面市人権教育基本方針」及び「箕面市人権保育基本方針」に基づき、社会教育、関係機関とも連携し、総合的に進める必要があります。

3. 高齢者の人権

高齢化が急速に進むなか、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ち、安全・安心に自立した生活ができる社会環境づくりは、重要な課題です。

また、一人暮らしや認知症の高齢者などが、財産や金銭をだまし取られたり、暴力や虐待を受けたりするケースもあります。また、高齢者の介護が長期化、重度化するなかで、介護者の高齢化や、多くの場合は家庭における介護者が女性であることなどの課題もあります。

本市においても平成 21～23 年度(2009～2011 年度)「第 4 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、成年後見制度をはじめ、各種制度を活用し、高齢者権利擁護施策の推進に努めます。

4. 障害者の人権

平成 21 年(2009 年)3 月策定の「第 2 次箕面市障害者市民の長期計画～みのお‘N’プラン(二訂版)～」では、「すべての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが正常な社会である」との国連の「国際障害者年行動計画」で示された「ノーマライゼーション」の考え方を紹介しています。

この考え方は、障害者施策にとどまらず、まちづくり全体の課題であるとの認識に立ち、「ノーマライゼーションの推進」を基本理念として位置づけるとされています。この「ノーマライゼーション」の考え方は、人権行政をすすめていくうえで欠くことのできない視点です。

特に、本市では、障害者市民に対する理解不足や差別意識から、社会福祉施設等の設置に対する反対運動が起こる「施設コンフリクト」(施設・地域間摩擦)が発生したという事例が過去にあります。これは、「ノーマライゼーション」の考え方とは全く相反する偏見・差別から生じてくる事象であり、看過しがたい問題であることを、あらためて市として、再認識する必要があります。

また、「バリアフリー」という言葉はもともと、ハード面での障壁を解消するという狭い意味で用いられていましたが、近年は、障害者市民の社会参加を困難にしている制度面、意識等に存在するすべての障壁を除去することを意味していると捉えられるようになってきました。この広い意味での「バリアフリー」という考え方に立って、障害や疾病の有無にかかわらず、すべての市民が疎外されることなく豊かに暮らすことのできる社会の実現をめざす必要があります。

次に、障害者市民の生活は、福祉、医療、教育、労働等あらゆる分野に関わり、乳幼児

から高齢者に至るまでの全てのライフステージにわたることから、あらゆる分野、あらゆるライフステージにおいて、個々の障害に対応した適切な支援策が相互に連携し継続的に実施されなければなりません。その際、社会参加が困難なのは、心身に障害があることが原因とは限らず、社会制度や人々の育った環境との関係によって困難性が変化するという、環境因子に着目する ICF（国際生活機能分類）という WHO（世界保健機関）で採択された課題認識も必要です。

5. 部落問題

国の同和対策は「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成 14 年(2002 年)3 月末で失効したことで、対象地区を限って行なわれた特別対策は廃止されました。

この間、生活環境等の基盤整備が進み、同和地区の状況は改善され、心理的差別も解消の方向に進むなど、一定の成果を上げてきましたが、まだ結婚・就職時の身元調査、住宅や土地購入の際に同和地区を避けるなど、差別意識の解消は十分には進んでいません。また、教育課題や失業、不安定就労などの課題も残されています。

従って、今後も人権文化センターなどでの相談事業や講座など、引き続き人権教育・啓発の取り組みや、当事者の自立と自己実現の支援に努める必要があります。

6. 外国人の人権

外国人市民に対する就労・入居差別や国籍や民族の違いを理由に不利益を受けることなど、さまざまな課題が見受けられますが、国際化が進む中、異なったことばや習慣及び文化をもつ隣人どうしとして、互いの価値観、多様性を認め合い、人間として尊重しながら共生社会をつくることが求められています。

近年渡日した方は日本語の習得が十分でないため、生活に必要な情報を得にくいという課題があります。また、在日韓国・朝鮮人の方々については、歴史的背景の理解が不十分なことから生じる偏見と差別のほか、年金・教育など制度的課題もあります。なお、NPO 団体との連携により市立病院での医療アクセス改善が図られていますので、このような先駆的な取り組みを今後も続けていく必要があります。

市内や周辺地域に大学や学術機関が多く立地することから、本市には、国籍で言えば 80 か国を超える多様な人々が暮らしています。この特性を活かしながら、今後も「ことばの壁」の解消、相談体制の充実、市政参画の促進、日本語学習の促進、渡日の子どもたちへの支援などの行政サービス、また小中学校でも受入環境整備を図るなど、多文化共生社会の実現に向けた施策を実施する必要があります。

7. さまざまな人権

HIV 感染者の場合、周囲の理解不足から差別や偏見を生んできました。ハンセン病の元

患者の場合は、そのために長らく隔離政策がとられ、社会復帰を困難にしてしまったことを反省せねばなりません。正しい知識の普及と、差別や偏見の解消を図るための啓発に努める必要があります。またその他にも、性的指向、性同一性障害を理由とする差別⁶の人々、刑を終えて出所した人々、犯罪被害者など、さまざまな人権にかかわる課題があります。

インターネットの普及に伴う人権侵害・プライバシー侵害、遺伝子工学など科学技術の進展に伴う課題もあります。社会が複雑化し急速な変革が押し寄せる中で、法整備が追いつかないこともあり、人権の視点からとらえ直す必要もあります。これらについては、今後も国や府の動向を注視しながらの対応が必要です。

⁶ 性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

性同一性障害とは、身体や戸籍の性別が“自分の性別ではない”と感ずるために社会生活が困難になっている状態につけられた疾患名。平成16年(2004年)に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されたことによって、一定の要件を満たせば、家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別の変更が可能となり、性同一性障害者にとって大きな前進となった。また、平成20年(2008年)には「現に子がいないこと」から、「未成年の子がいないこと」に要件が緩和された。

謝辞

この答申を書くに当たって4回にわたり、人権行政と関係の深い3課・4団体の皆さんにお越しいただき、資料提供を受けヒアリングさせていただきました。改めてここにお礼を申し上げます。

資料

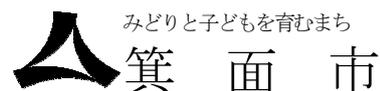
1. 審議会開催経過

No.	日付	案 件
平成 20 年度 1	2 月 9 日	会長及び副会長の選出について 箕面市人権施策審議会の位置づけについて 「箕面市人権のまち推進基本方針」の概要について
平成 21 年度 1	4 月 7 日	委員の意見交流 市民アンケート検討会への委員の選出について 次回日程について
2	5 月 26 日	人権の概念、人権行政の考え方の共有について 箕面市人権のまち推進基本方針に基づく施策等の実施状況、課題等について 今後の進め方について
3	7 月 23 日	今年度の審議内容及びスケジュールについて 人権をめぐる現状と課題の点検について
4	10 月 6 日	人権施策、行政をめぐる諸課題について フリートーク
5	12 月 10 日	人権行政の現状について懇談 諮問の意図について説明
6	2 月 23 日	諮問及び市長との懇談 「今後の人権施策の総合的な推進について」 今後の進め方について
平成 22 年度	5 月 10 日	事前ヒアリング（人権教育課）
1	5 月 12 日	人権教育について
	7 月 7 日	事前ヒアリング（市民活動フォーラムみのお・箕面市人権協会北芝地域協議会）
2	7 月 15 日	市民活動・市民との連携について
	9 月 21 日	事前ヒアリング（子ども家庭相談課・市民サービス政策課）
3	9 月 30 日	人権に関わる相談、救済
	10 月 19 日	第 1 回・答申起草委員会（山本会長・松本副会長・窪委員）
	10 月 28 日	第 2 回・答申起草委員会（同上） 事前ヒアリング（箕面市国際交流協会）
4	11 月 4 日	答申内容について
5	11 月 25 日	答申内容の最終調整

2. 委員名簿（任期：平成21年2月9日～平成23年2月8日）

氏名	区分	所属等
山本 冬彦	第3号（学識経験者）	会長、答申起草委員、関西大学文学部
松本城洲夫	第3号（学識経験者）	副会長、答申起草委員、じんぶんネット
窪 誠	第3号（学識経験者）	答申起草委員、大阪産業大学経済学部
蒲 隆夫	第2号（市内関係団体）	箕面市人権協会北芝地域協議会 (平成21年2月9日～平成21年5月25日)
池谷 啓介	第2号（市内関係団体）	箕面市人権協会北芝地域協議会 (平成21年5月26日～平成23年2月8日)
井上 千都	第2号（市内関係団体）	箕面市障害者市民施策推進協議会
河野 秀忠	第2号（市内関係団体）	箕面市人権啓発推進協議会
左 英 順	第2号（市内関係団体）	トッキの会（箕面在住・在日韓国朝鮮人保護者会）
中嶋 嘉伸	第1号（市民）	公募
斐 解 子	第1号（市民）	公募
森本 陽子	第1号（市民）	公募

3. 諮問書



箕 人 国 第 1 4 1 号
平成 22 年(2010 年)2 月 23 日

箕面市人権施策審議会
会長 山 本 冬 彦 様

箕面市長 倉 田 哲 郎 印

今後の人権施策の総合的な推進について（諮問）

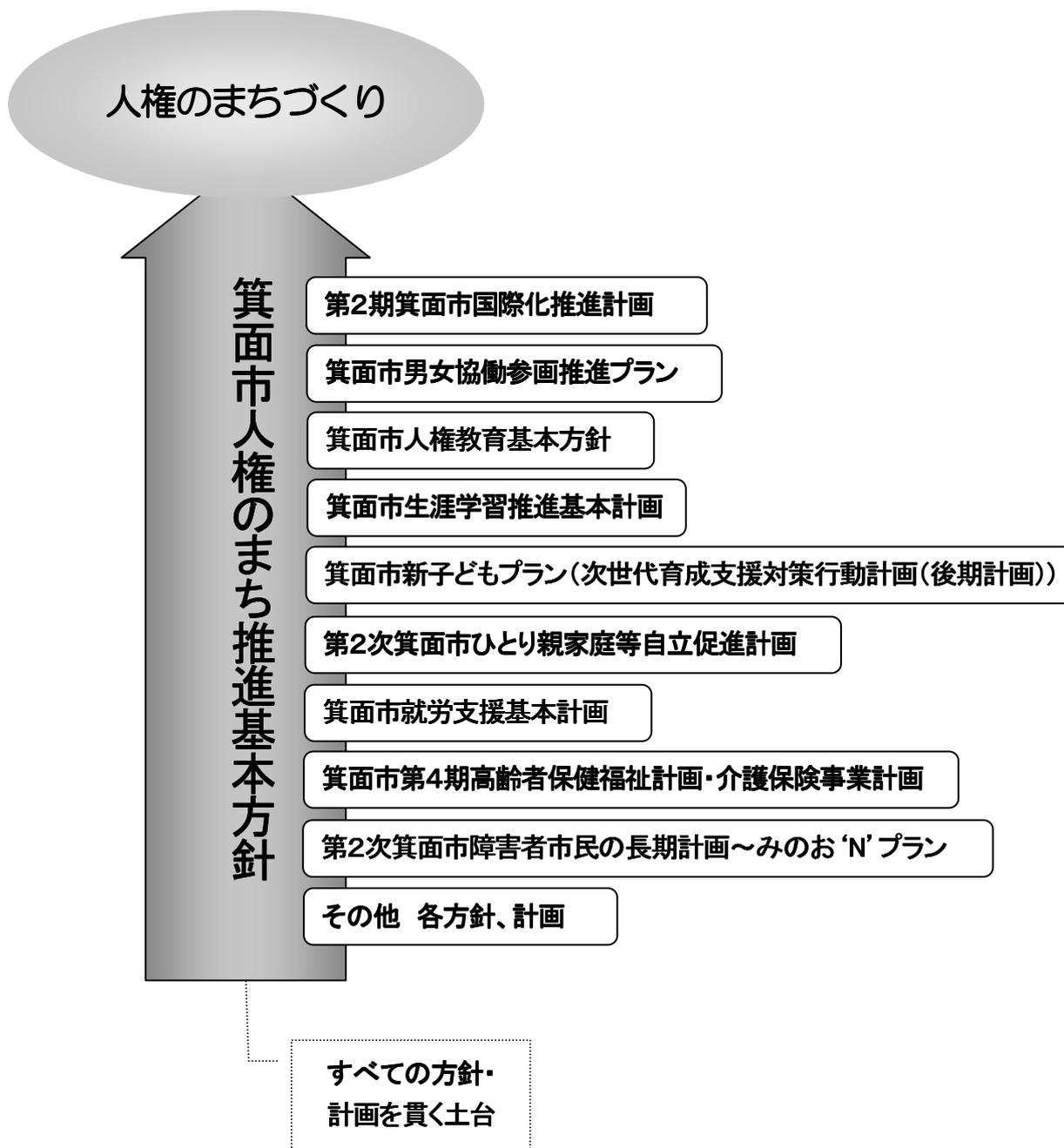
今日、国際的に人権課題をめぐる情勢は時々刻々と変化しており、国内においても関係法の整備が進められております。不景気と雇用悪化の中で現代的貧困の諸相が明らかになるほか、多種多様な人権課題が表れてきております。地方分権時代における自治体として人権行政をどのように再構築すべきかが問われています。

つきましては、箕面市人権のまち条例（平成 15 年条例第 29 号）第 5 条第 2 項の規定に基づき、次期「人権のまち推進基本方針」を策定するため、下記のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

1. 人権教育・人権啓発について
2. 人権確立・人権救済について
3. 人権行政推進体制について
4. 人権のまち推進に向けた、箕面市人権啓発推進協議会などの市民団体や市民との連携について

4. 別図



【個別課題についての各委員の意見】

(個別課題については、答申本文では十分に展開できなかったため、各委員にコメントをいただいた。)

*2009年に実施された「箕面市民人権意識調査」の結果からも、同和地区を避ける意識や、関係性への拒否（部落出身者との結婚）など「みなされることへの危機感」が今なお市民意識に強く残る。

*誰もが安心して暮らしていけることのできるまちづくりを進めるための、教育、啓発、行政推進が求められる。
(池谷啓介)

*幼くみえるようで子ども扱いされる。年齢相当の扱いが望まれる。

*介護者の都合により取り扱われる。意思の尊重が必要である。

*その人がその人らしく生活したいと思っても、なかなかかなわない。

法制度の不備、市の財政の都合、親の都合、事業所の都合。

*バリアがあるため駆動や活動がさまたげられる。バリアフリーの推進が望まれる。

(箕面市肢体不自由児者父母の会 井上千都)

*障害者市民の人権保障の課題

障害のある・なしで学ぶ場が分離されている「別学体制」の廃止など、教育の権利を保障することが重要。また、地域で暮らすことに伴う地域生活の権利の問題、雇用機会を得られない就労の権利の問題、教育・就労や日常生活で必要となる介護を受ける権利の問題、多くの市民の意見を聞く権利の問題がある。そもそも障害を理由に差別されない権利が守られていないことがあげられる。

つまり、障害者市民がふつうの市民として、ふつうに生きて、ふつうに意見が言え、それが反映される社会づくり、あらゆる人々をつなげる権利社会づくりが、障害者市民の直面する課題を解決し、人権のまちづくりへとつながっていく。
(河野秀忠)

*公立学校に在籍する韓国、朝鮮にルーツを持つ児童の状況を把握し、市民レベルでバックアップできればと願っています。1991年に長女の小学校で「トッキ通信」を渡された時の驚きを覚えています。私の時代とは隔世の感がありました。その後、個人情報取扱やプライバシー保護の観点から状況把握が困難で、通名の子どもが大多数でデリケートな問題ですが、悩みを共有し、声なき声を拾う橋渡しをしてもらえれば有難いです。

*1994年、長男の小学校入学時、本名のみと記載があるにもかかわらず、就学通知は通名でした。市役所に出向くと職員から「日本国民ではないから教育を受ける義務はありません」といわれました。地縁、血縁に頼れず、自力で道を切り拓いて生きていく為に、

日本国籍をもたない子どもに教育は重要で生きる糧です。在日の子どもの多くが公立小学校で学んでいます。日本語に精通し、教員免許を持つ韓国、朝鮮籍の外国人が教育現場にいれば、真の国際化社会に貢献できる人を育成できるのではないのでしょうか。

(トッキの会 左英順)

*部落差別について

まだまだ社会の中で、多くの北芝（部落）の人たちは北芝の住民であることを語れない現実がある。いうことによって不利益を感じる。

*人権について

人権ということばにアレルギーを起こしている人たちも、人権によって生かされていることに気付いてほしい。

(中嶋嘉伸)

*人権とは…？人権の定義とは…？

人権問題は多様性、格差、想定外が必ず存在している。当事者として定住外国人問題は、アジアにおける歴史認識を負の遺産として共有していくこと。真実はひとつであり、目を向けず歴史と逆行する論説が出ているのは、信じがたいことで、将来に対して大変に危惧を感じます。

すべての一人ひとりが、こころ豊かにマイノリティ問題に意識と啓発を持ち続け、つながり、絆を大切につないでいく努力が人間として幸福と世界平和に寄与していく道と考えます。

市民、行政、地域は連携し問題から学び、プラス志向に転換して向上心に変えていくことと思います。

(裴解子)

*マイノリティ（部落、障害者、女性、外国人）なども大切だが、人権はもっと大きな視野で考えることが必要だと思う。市職員などの人権意識教育も、もっと市民全体を理解するような大きな視野を持つ人権認識が大切だと思う。

(森本陽子)